

「不法」になった私

—中部地方のトルコ出身者コミュニティ事始め—

Illegal Me : “The First Penguin” among the Turkish Community in Chubu Region

石川真作 (東北学院大学)

ISHIKAWA Shinsaku (Tohoku Gakuin University)

キーワード：外国人労働者、非正規滞在、連鎖移民、ライフストーリー、入管政策、トルコ

本報告は、日本での就労経験があるトルコ出身者のライフストーリーを通して、移民当事者が政策や社会状況の変化と自らの状況を関連させた語りをどう構成するのか考察することを目的とする。

日本在住のトルコ出身者は統計上 6,070 人 (2023 年 6 月末) である。在留資格別に見ると「永住者」(1,203 人)、「日本人の配偶者等」(1,185 人)、「特定活動 難民認定手続き中」(1,177 人) が上位を占め、家族滞在、定住者、永住者の配偶者等がそれに続く。県別人口 (2020 年 12 月) では、埼玉県 (2,186 人)、愛知県 (1,552 人) 東京都 (931 人) が上位を占める。日本在住トルコ出身者は大きく分けて、①埼玉県 (川口市、蕨市) の「クルド人」、②中部地方 (愛知県および岐阜県) の黒海地方出身「労働者」、③首都圏他全国に散らばった「ヒズメット運動」関係者¹、の 3 つのグループで多くが占められる。それぞれ構成する人々の属性に特徴が見られるが、うち①と②は、出身地域と現住する地域および居住状況においても一定のまとまりがあり、事情は異なるが連鎖移民的な特徴が見受けられる。双方の居住地域と県別人口を照合して推計すると、合わせて全体の半分以上を占める有力なグループといえる。さらに在留資格と照合すると、「特定活動 難民申請手続き中」カテゴリーの多くを埼玉の「クルド人」が占めると推測できるため、中部地方の場合は「永住者」や「日本人の配偶者等」が多いであろうと推測される。

竹下によると、中部地方のトルコ出身者は、オールドウ県出身者を中心として分散居住によるネットワーク型コミュニティを形成しているという。その多くは、解体業を中心に建設・採掘業に従事している。背景には当該業種における深刻な人手不足があり、他方で、日本語が話せないまま来日しても同郷者ネットワークを通して就業しやすいため、オールドウ県出身者によるニッチ開拓が進行してきたという。新規に来日するケースとして多いのは、先に来日した者が、解体業で独立して会社を設立し、従業員として故郷にいる親族を呼び寄せるケースである。他に、トルコ料理店を開店したり、中古車輸出業を起業するなどして、従業員として親族を呼び寄せるケースもある。竹下はまた、日本在住のトルコ出身者の男女比が不均衡であり、男性が 8 割を占めることも指摘している。そして、在留資格を得る手段として、日本人や「永住者」「定住者」の在留資格を持つ者との婚姻が用いられる傾向があるという。さらに「日本人の配偶者等」資格から「永住者」へ移行するケースも多数見られる (Takeshita 2016、竹下 2023)。

報告者は、2022 年 11 月にトルコ共和国オールドウ県 F 市を訪ね、A 氏にインタビューを行った。1961 年生まれの A 氏は、1990 年から 2004 年にかけて、岐阜県および愛知県に断続的に滞在、就労した経験を持つ。彼の弟は 1987 年に貨物船船員として名古屋港に上陸し、そのまま残留した人物であり、中部地方におけるオールドウ県出身者の連鎖移民の起点となった人物とされている (2001 年死去)。A 氏自身も弟を追って渡航し、岐阜市と愛知県新川町 (現清須市) に居住し水道工事会社に勤務した。この間に 2 度帰国、家族も来日するなどし、仕事も安定していたが、在留資格は取得せず非正規滞在の状態であった。最終的に 2004 年、警察官による職務質問

¹ 「ヒズメット運動」とは、トルコ出身のイスラーム思想家フェトフッラー・ギュレンとその支持者による社会運動である。

をきっかけに非正規滞在が発覚し、送還された。日本滞在中には同僚や近隣の人々などと多彩な交流があり、関東や関西、時には九州まで旅行に出かけ、現地で職務質問を受けた経験もあったという。一方で、自らが非正規滞在であるという自覚はあり、最終的に送還されるきっかけになった職務質問時には、いつでも帰国できるよう準備をしていた。A氏には他に3名の弟がおり、1名は帰国してF市に居住しているが、2名は日本人と結婚し在留資格を取得、現在も愛知在住である。

A氏とその親族の経験は、1980年代後半に始まる「外国人労働者」の現出と、その後90年代に進行した「合法／不法」カテゴリーの分化および「不法滞在者」創出のプロセス（1990年代後半～2000年代）に位置づけられるだろう（高谷 2018、樋口他 2007）。高谷によると、93年に約30万人であった「非正規滞在者」数は、2000年代前半には20万人程度となり、2014年には6万人まで減少した。その変化の背景には世界的な非正規移民の「違法性」の構築と、移民の安全保障化、すなわち移民を安全保障への潜在的な脅威と捉えその観点からの対応を進める考え方の政策的浸透がある（小井土 2017）。日本においては、2003年に法務省、警察庁および東京都により「首都東京における不法滞在外国人対策強化に関する共同宣言」が出され、2005年には自民党により「新たな入国管理施策への提言——不法滞在者の半減を目指して」なる政策提言が行われるとともに、法務省『第3次出入国管理基本計画』において非正規滞在対策の厳格化がなされた。A氏の送還は、まさにこの時期の国内状況の反映である一方、それ以前には日本社会が彼の「違法性」をあまり認識していなかったことも、その滞在状況から見て取ることができる。一方で、最終段階では彼自身が社会の変化を感じ取り、いつ摘発、送還されてもいいように準備をしていたと語っている。すなわち、この間に彼は、自らの「違法性」を内在化させ、いつの間にか自他双方によって「不法滞在者」と認識されるようになったものと考えられる。

他方で、この時期には在留特別許可により「合法化」されるケースも多かった。2002年の法務省『第2次出入国管理基本計画』には、「不法滞在者と我が国社会のつながりに配慮した取扱い」をすると記されており、これは第3次計画にも継承された。A氏も、自分が送還されたのち1年間で多くのトルコ出身者が「ビザをもらった」と言い、それが悔しかったと表明していた。

この時期に日本社会が、「不法滞在者」を「治安」問題として認識するにつれ、非正規滞在者自らもその「カテゴリー化」を受容し、逃亡や帰国、あるいは出頭、正規化などそれぞれに対応を取っていった一方で、一部の在留外国人の間で日本人との婚姻という「戦略」が定着していったものと考えられる。

*本報告に関わる調査は、科学研究費助成金および2022年度教育研究助成金の助成を受けて行われた。

<参考文献>

小井土彰宏編 2017 『移民受け入れの国際社会学——選別メカニズムの比較分析——』名古屋大学出版会

高谷幸 2018 「外国人労働者」から「不法滞在者」へ——1980年代以降の日本における非正規滞在者をめぐるカテゴリーの変遷とその帰結——『社会学評論』68:4, 531-548

Takeshita Syuko 2016 “Social and Human Capital among Japanese-Turkish Families in Japan” *Asian Ethnicity* 17:3, 456-466

竹下修子 2023 「在日トルコ人の結婚行動——空間的同化の視点から——」『愛知学院大学文学部紀要』52, 43-49

樋口直人他 2007 『国境を越える——滞日ムスリム移民の社会学——』青弓社